

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 5月28日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 相 田 亜由子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 6月12日 午前 9時00分から 令和 7年 6月19日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 6月25日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 7月 3日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 7年 6月26日 午前 9時20分から 令和 7年 6月30日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 5月28日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	30,280,000 24,224,000	一括	6,056,000	79,826	17,105
1	9,340,000				
2	20,940,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 世田谷区喜多見一丁目 |
| | 地 番 | 3988番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 175.96平方メートル |
| 2 | 所 在 | 世田谷区喜多見一丁目3988番地2 |
| | 家屋 番号 | 3988番2の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 51.03平方メートル
2階 46.17平方メートル |



※
め
※

物 件 明 細 書

令和 7 年 4 月 23 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 相 田 亜由子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

- (1) 2 階中央の洋室部分につき、B が占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から 6 か月間明渡しが猶予される。
- (2) 上記(1)を除く部分につき、本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 世田谷区喜多見一丁目 |
| | 地 番 | 3988番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 175.96平方メートル |
| 2 | 所 在 | 世田谷区喜多見一丁目3988番地2 |
| | 家屋 番号 | 3988番2の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 51.03平方メートル
2階 46.17平方メートル |



令和6年（ケ）第 655号
令和7年 2月25日 受理
令和7年 3月24日 提出
（評価人 菱村 千枝 ）

現 況 調 査 報 告 書

東京地方裁判所
執行官 岡 克 吉

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 世田谷区喜多見一丁目 |
| | 地 番 | 3988番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 175.96平方メートル |
| 2 | 所 在 | 世田谷区喜多見一丁目3988番地2 |
| | 家屋 番号 | 3988番2の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 51.03平方メートル
2階 46.17平方メートル |

(土地・建物用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり	
住 居 表 示	世田谷区喜多見1丁目11番8号	
土 地	物件1	
現 況 地 目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件)	
形 状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □	
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■所有者 □その他の者 上記の者が上記物件1土地に下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物 (目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
そ の 他 の 事 項		
建 物	物件2	
種類、構造及び 床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種 類： □構 造： □床面積：	
物件目録にない 附 属 建 物	■ない □ある — 種 類： 構 造： 床面積：	
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■建物所有者 ■その他の者 上記の者が本建物を 居宅、倉庫 として使用している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地 (目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
そ の 他 の 事 項		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	■ない □ある [地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

占有者及び占有権原 (物件2 関係)			
占有範囲		☐ 全部 ■2階中央の洋室をのぞく部分	
占有者		■所有者 A ☐ ☐ 債務者 ■B	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫	
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述 (■B (在室者)) ☐ 文書 (☐)	
占有権原		☐ 賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ■所有権	
占有開始時期		令和2年7月1日	
最初の契約等	契約日	令和2年7月1日	
	期間	令和2年7月1日から ☐ 令和5年6月30日まで 3年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和5年7月1日から ☐ 令和8年6月30日まで 3年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	☐ 所有者 ☐ その他 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他 ()	
	賃料・支払時期	毎金 円 (毎限り 分支払) ☐ 前払 () ☐ 相殺 ()	
敷金・保証金		☐ ない ☐ 敷金 ☐ 保証金 ☐ ある ☐ 金 円	
特約等		☐ 譲渡転貸可 ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
B (在室者)	1 本件建物は、所有者 A が家族とともに居宅として使用しています。 2 私は所有者 A の知人で、2 階中央の居室部分を所有者 A から賃借し、倉庫として使用しています。 3 表札に表示されている「C」は、所有者 A の旧姓です。 (令和 7 年 3 月 1 1 日面接聴取)

執行官の意見

- 1 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 物件1土地北西側に物置が存在するが、簡易なもので土地との定着性がなく動産であるとする。
- 3 関係人の陳述及び提出された回答書並びに現場の状況によれば、物件2建物2階中央の居室部分を、所有者AがBに賃貸し、Bが倉庫として使用している。
- 4 物件2建物2階部分に屋根裏収納が存在する。
- 5 物件2建物の占有状況は、関係人の陳述、表札の表示及び提出された回答書の内容並びに現場の状況から、2枚目乃至3枚目記載のとおり報告する。

以 上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年2月28日 14:20-14:30	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☐ 図面作成 ☒ 居住者に対し、通知書・照会書差置き
令和7年3月11日 14:00-14:30	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 図面作成 ☒ 評価人を同行 ☒ 在室者 B に 面接聴取
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☒ 令和7年3月11日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

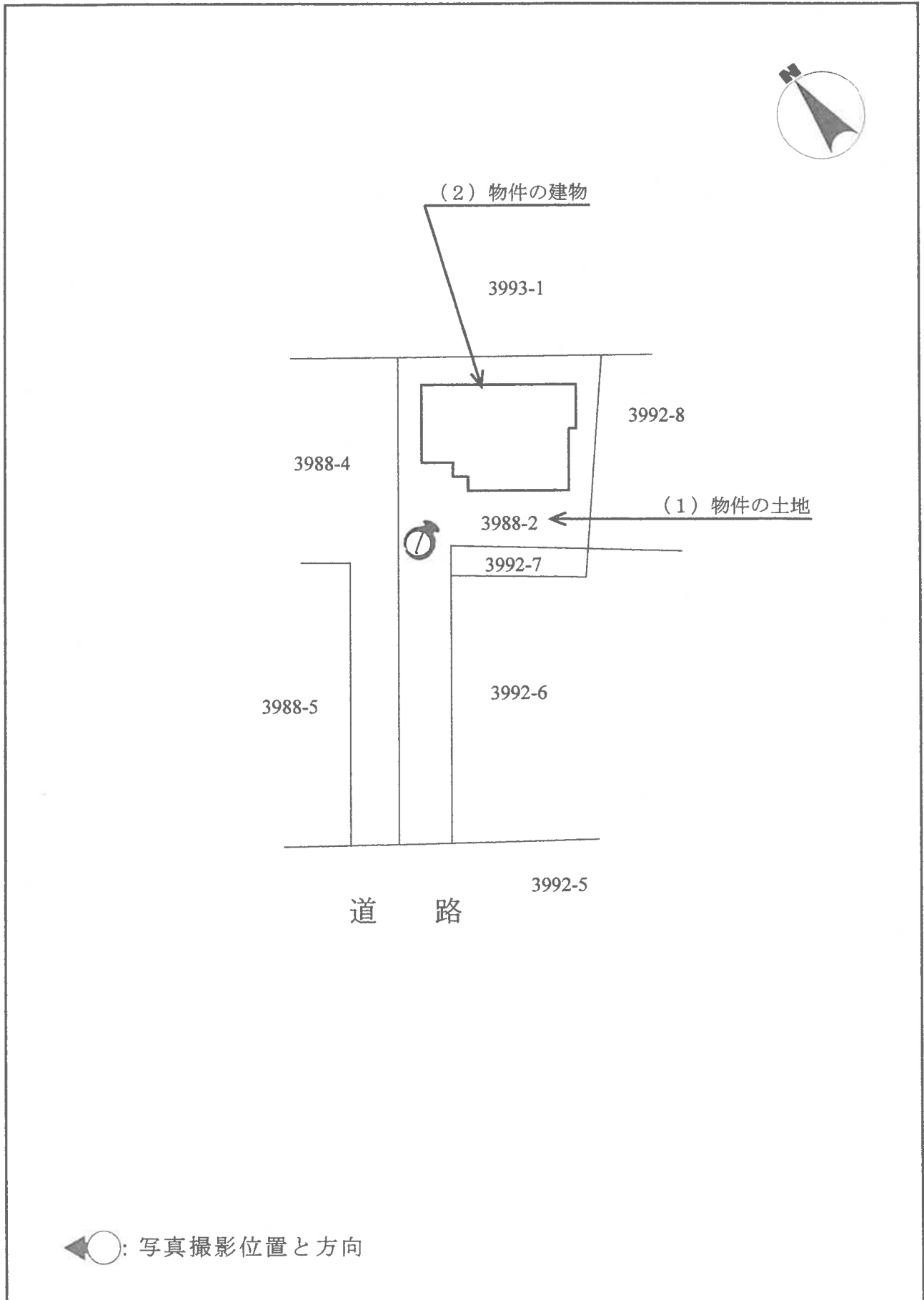
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

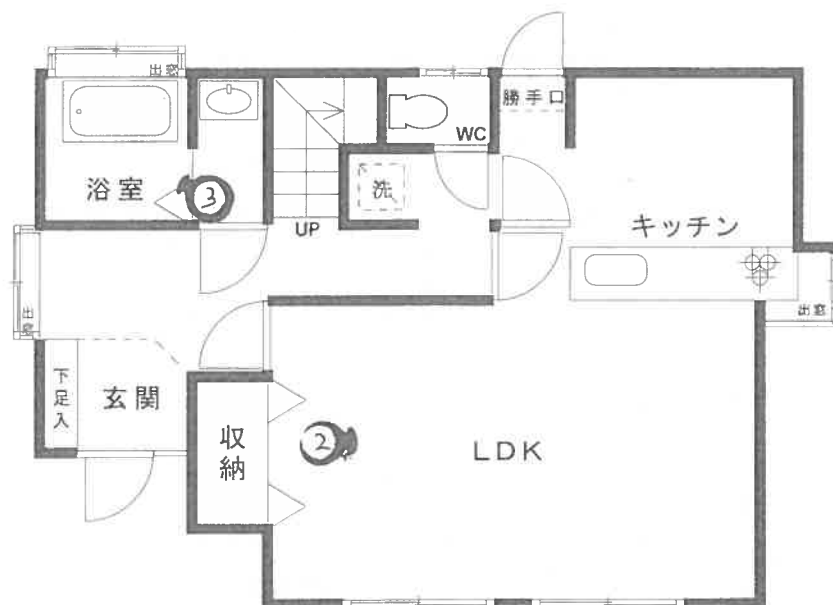
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

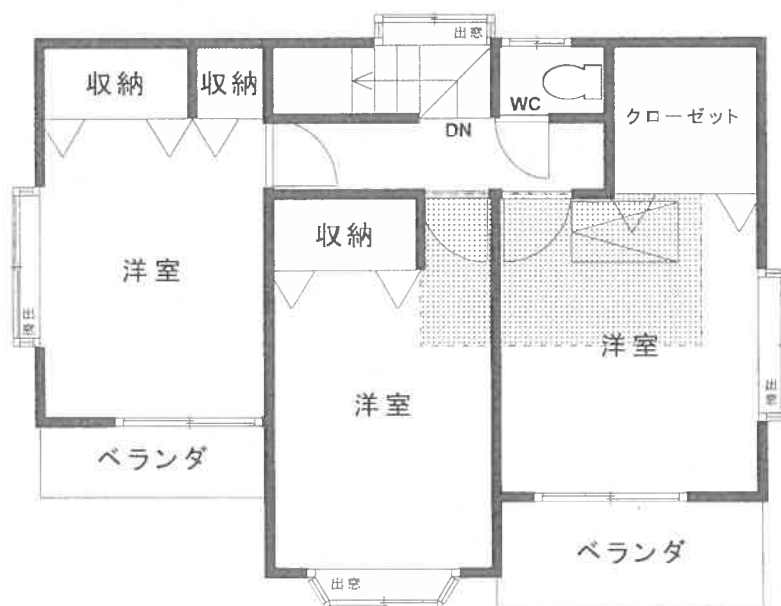
(写真 3点添付)

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)





1F



2F

←○写真撮影位置と方向

1



2



3



令和 6 年（ケ）第 655 号

令和 7 年 3 月 11 日 現地調査

令和 7 年 3 月 25 日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 菱 村 千 枝

第 1 評価額

一括価格	
金 30,280,000 円	
内訳価格	
物件 1 (土地)	金 9,340,000 円
物件 2 (建物)	金 20,940,000 円

1. 一括価格は、物件 1 及び 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 61 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件 1 の内訳価格は、物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受け希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるため法定手続きを取らなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映した価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変化は、原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な範囲に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等／登記	現況
物件1	次の物件目録記載のとおり。	
物件2	次の物件目録記載のとおり。	所在：世田谷区喜多見1丁目11番8号
番号	特記事項	
	ない	

※現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

令和 6年(ケ)第 655号

物 件 目 録

- 1 所 在 世田谷区喜多見一丁目
地 番 3988番2
地 目 宅地
地 積 175.96平方メートル
- 2 所 在 世田谷区喜多見一丁目3988番地2
家屋 番号 3988番2の2
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 51.03平方メートル
2階 46.17平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	小田急小田原線「成城学園前」駅から南西方へ道路距離約 2300m（徒歩約 29 分）、小田急バス「荒玉水道」バス停から南西方へ約 530m に位置する。世田谷区喜多見 1 丁目 11 番街区に所在する。（附属資料「位置図」参照）										
付近の状況	ミニ開発された戸建住宅のほか、アパート、駐車場などがみられる住宅地域。										
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第 1 種低層住居専用地域 50%（指定建蔽率） 100%（指定容積率） 準防火地域 第 1 種高度地区、高さ制限 10m、最低敷地面積 80 m ² 日影規制、世田谷西部地域喜多見地区地区計画 第 2 種風致地区									
画地条件	地積 形状 間口・奥行 地勢	登記 175.96 m ² 通路状部分と有効宅地部分で構成された旗竿形状地 通路状部分の間口約 3m、延長約 17m 有効宅地部分の東西間口 11.5m、奥行約 11m 多摩川左岸の低地									
接面道路の状況等	下記の道路に接面する中間画地。 <table><tr><td>方位</td><td>幅員・公私道</td><td>建築基準法</td><td>備考</td></tr><tr><td>南西</td><td>約 6m 区管理道路</td><td>42 条 1 項 2 号 に該当</td><td>西端が他の区道に接続する行き止り道路</td></tr></table>			方位	幅員・公私道	建築基準法	備考	南西	約 6m 区管理道路	42 条 1 項 2 号 に該当	西端が他の区道に接続する行き止り道路
方位	幅員・公私道	建築基準法	備考								
南西	約 6m 区管理道路	42 条 1 項 2 号 に該当	西端が他の区道に接続する行き止り道路								
土地の利用状況等	物件 2 の建物の敷地に供用されている。 建物の配置は、附属資料「建物図面」のとおり。										
供給処理施設	上水道 ガス 下水道	あり あり あり	※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管が通っていることをいう。「なし」とは同様に施設管が通っていないことをいう。「不明」とは前面道路に施設管が通っているか否かが確認できない場合をいう。								
特記事項	○世田谷区ハザードマップ [※] （多摩川洪水版）に想定浸水記載があり、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている。										

2 建物の概況及び利用状況（物件 2）

区分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日	平成 5 年 8 月 17 日新築（登記）
	経過年数	約 32 年
	経済的残存耐用年数	約 10 年
仕様	構造	木造スレート葺 2 階建
	外壁	モルタル塗りほか
	内壁	ビニールクロスほか
	天井	ビニールクロスほか
	床	フローリング、畳ほか
	設備	電気、水道、台所、トイレ、浴室、洗面台ほか
	その他	2 階に屋根裏収納がある。
現況床面積	2 階	46.17 m ²
	1 階	51.03 m ²
	計	97.20 m ²
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	3LDK
品等	普通	
保守管理の状態	竣工から約 32 年経過し、経年相応の老朽化が認められる。	
建物の利用状況	建物所有者が下記賃貸部分を除いて居宅として利用している。 賃貸部分：2 階中央の洋室 賃貸借の用途：倉庫 賃貸人：所有者 A 賃借人：B 占有開始時期：令和 2 年 7 月 1 日 契約期間：令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで 3 年間 賃料：月額 30,000 円 敷金：あり 90,000 円	
特記事項	○建築確認 確認済証：第 0010 号（H5.5.6） 完了検査：第 0010 号（H5.8.24） 建築主：飯田建設工業株式会社 ○占有者によると、敷地の通路状部分に埋設されている上水道引込管の一部が毀損し、漏水している可能性があり、調査時点で修理が行われていないとのことである。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

①物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 オ
	標準画地価格 ア	個別格差 イ			
1	281,000 円／㎡	×0.71	×175.96 ㎡	×0.95	=33,350,000 円

- ア. 標準画地価格：下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において土地の概況（間口・奥行・規模等）が標準的な中間画地を想定した。

地価公示 世田谷-41

(公示価格等)	(時点修正)	(標準化補正)	(地域格差)	(規準価格)
292,000 円／㎡	×101/100	×100/100	×100/105	=281,000 円／㎡

（上3桁未満四捨五入）

- ・時点修正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率。
- ・標準化補正：公示地等の画地条件を考慮。
- ・地域格差：公示地等の所在地域の特性（環境条件で優ること等）を総合的に考慮。

- イ. 個別格差：画地条件（行止り道路に面する、不整形地である等）を考慮。

- ウ. 地積：登記数量

- エ. 建付減価：建物と敷地との適応状態等を考慮。

- オ. 建付地価格：1万円未満四捨五入の端数処理を行った。

②物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じ、建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 エ
2	220,000 円／㎡	×97.20 ㎡	×0.21	=4,490,000 円

ア. 再調達原価：対象建物の使用資材、施工の程度等を考慮して、単価を査定した。

イ. 現況延床面積：登記数量

ウ. 現価率：

- ・経過年数約 32 年、経済的残存耐用年数約 10 年、観察減価率 10%（管理の状況等を考慮）
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を次のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷（経過年数＋経済的残存耐用年数）×（1－観察減価率）

現価率：10 年 ÷（32 年＋10 年）×（1－0.10）＝0.21（小数第 3 位を四捨五入）

エ. 建物価格：1 万円未満四捨五入の端数処理を行った。

2. 評価額の判定

前記により求めた価格について、物件 1 は土地利用権等価格を控除し、物件 2 は土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

①土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ウ
1	33,350,000 円	×0.65	法定地上権	=21,680,000 円

ア. 建付地価格：前記 1①

イ. 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立すると解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を総合的に勘案して判定した。

ウ. 土地利用権等価格：1 万円未満四捨五入の端数処理を行った。

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 イ	占有減価 修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 カ
1	(33,350,000)	-21,680,000)		×1.00	×0.80	=9,340,000 円
2	(4,490,000)	+21,680,000)	×1.00	×1.00	×0.80	=20,940,000 円
一括価格（合計）						30,280,000 円

ア. 基礎となる価格：前記 1

イ. 土地利用権等価格：前記 2①

ウ. 占有減価修正：必要なし。

エ. 市場性修正：必要なし。

オ. 競売市場修正：「第 2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正した。

カ. 評価額：1 万円未満四捨五入の端数処理を行った。

第6 参考価格資料

地価公示等 世田谷－41
所在： 世田谷区喜多見 1 丁目 4017 番 10「喜多見 1－26－3」
価格： 292,000 円／㎡
位置： 「喜多見」駅から道路距離約 2200m に位置する。
価格時点： 令和 7 年 1 月 1 日
地積： 110 ㎡
供給処理施設： 水道、下水、ガス
接面街路： 南 4m 区道
用途指定等： 第 1 種低層住居専用地域（指定建蔽率 50%、指定容積率 100%）、
準防火地域
地域の概要 小規模一般住宅のほか空地等も見られる住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

地積測量図（A3 判を A4 判に縮小）

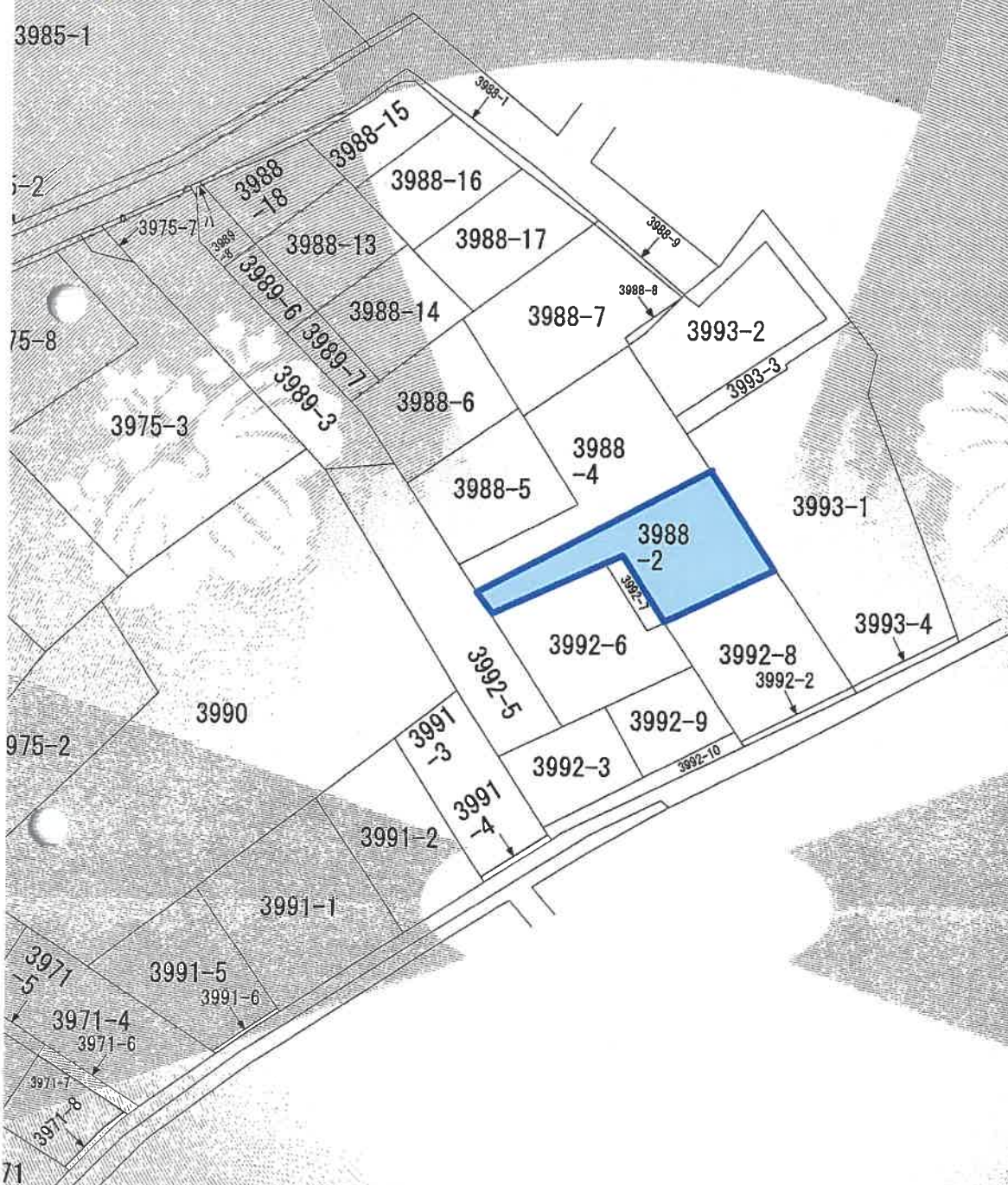
建物図面・各階平面図写（A3 判を A4 判に縮小）

以 上

令和 7 年 3 月 25 日
評価人 不動産鑑定士
菱 村 千 枝



公図写し
縮尺1:600



土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

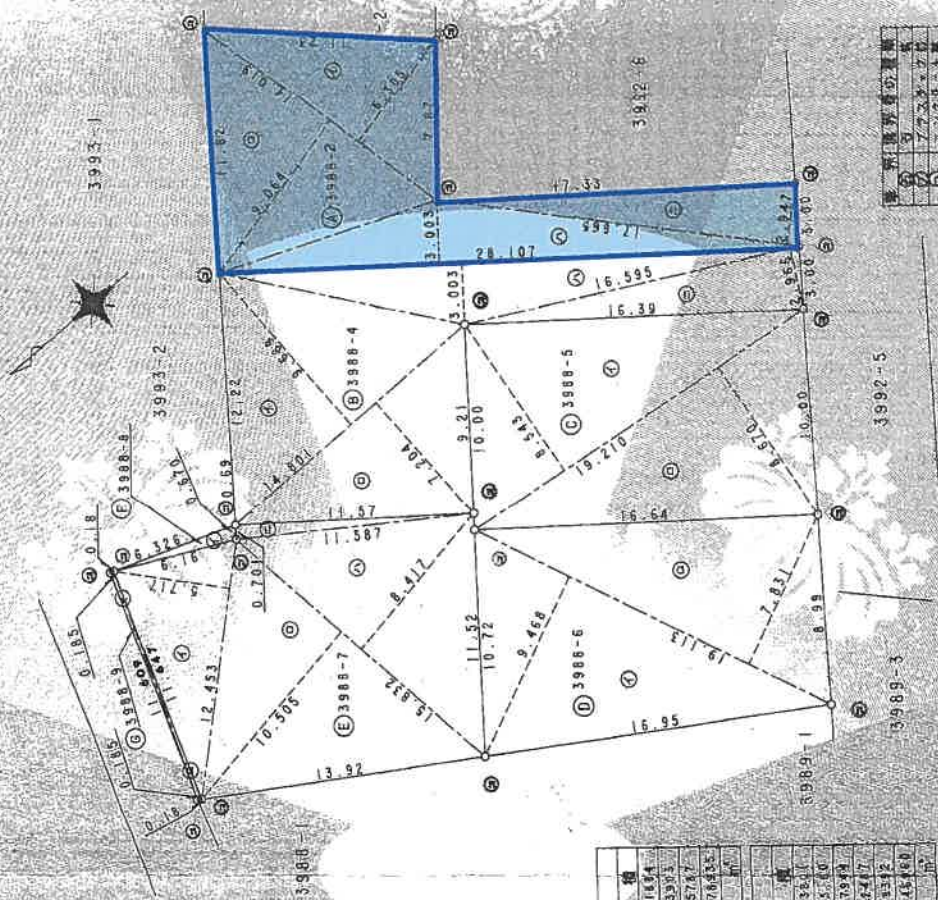
登記年月日：平成5年7月7日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局世田谷出張所管轄)
令和6年11月18日 福岡法務局 登記官

地積測量図

3988-2-4-5
5-7-8-9

土地の所在
世田谷区喜多見一丁目



計測者の署名	
計測者の印	
測量士	
測量士補	
測量技師	
測量士	

縮尺 1/250

地番	④	3988-2		
NO	底辺	高さ	容	積
イ	14.019	6.305	88.319795	
ロ	14.019	9.054	127.082216	
ハ	28.107	3.003	84.405321	
ニ	17.653	2.947	52.058755	
容積			351.932087	
容積率			175.9610435	
容積率			175.96	m ²

地番	⑤	3988-4	
NO	底辺	高さ	積算面積
イ	4.861	9.653	46.846889
ロ	14.801	7.204	106.826404
ハ	28.167	3.003	84.405321
ニ	16.595	2.966	49.220770
合計面積			283.659384
地積面積			191.825920
地積率			191.82 m ²

地番		⑥	3988-5	
NO	底辺	高さ	倍	積
イ	19.210	8.543	164.111030	
ロ	19.210	8.670	166.550700	
合計	積	積	330.661730	
酒	積	積	165.3308650	
地	積	積	165.33	m ²

地番	⑦	3988-6
NO	底辺	高さ
イ	9.576	0.670
ロ	9.576	0.670
合計面積		12.712
地積面積		12.712
地積率		12.712

地番 ⑧		3988-7	
NO	底辺	高さ	積算面積
イ	12.453	5.717	70.7122217
ロ	15.832	10.505	166.305100
計面積			237.0173217
地積面積			122.24717
地積率			122.24 m ²

地番	⑨	3988-6			
NO	底	辺	高	之	積
イ	19.113		9.468		180.926184
ロ	19.113		7.431		140.563903
合計					321.490087
地積					160.745043

地番	⑩	3988-7	高さ	底辺	面積
NO	底辺	高さ	積算	面積	
イ	12.453	5.717	70.7122217	21.193261	
ロ	15.832	10.505	166.305100	156.312510	
合計面積			237.0173217	177.505771	
地積面積			122.24717	376.0433512	
地積率			122.24 m ²	122.24 m ²	

610599

5.6.24

申請人

5.6.24

作製者

土地家屋

登記年月日：平成34年9月7日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

(東京法務局世田谷出張所電報)

令和6年11月18日

世田谷法務局

登記官

地図整理番号：M6581

各階平面図

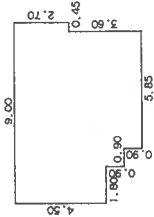
家屋番号 3988-2-2

建物図面

建物の所在 世田谷区喜多見1丁目3988番地2

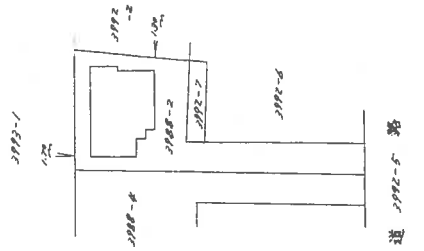
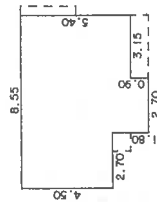
1階 求積表

9.00 X	2.70 =	24.3000
8.55 X	1.80 =	15.3900
6.75 X	0.90 =	6.0750
5.85 X	0.90 =	5.2650
合計		51.0300
床面積		51.03 m ²



2階 求積表

8.55 X	4.50 =	38.4750
5.85 X	0.90 =	5.2650
2.70 X	0.90 =	2.4300
合計		46.1700
床面積		46.17 m ²



道 J112-5 第

12332

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

平成五年九月七日